

『障がいのある人（子ども）のサポートプラン』の
策定について

「加賀市障がい者計画」

「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」

計画策定の趣旨

「加賀市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害福祉施策に関する基本的な考え方や方向性などに関する総合的な計画として、目的や取り組む課題などを明らかにして、施策の方針や具体的な目標を定めるものです。

「加賀市障がい福祉計画、障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画」として、本市の障がい福祉サービス等の必要な量の見込みや見込量確保の方策などを定めるものです。

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくりの実現に向けて、障害福祉施策の推進を図るため、これらの計画を一体にした「障がいのある人（子ども）のサポートプラン」を策定します。

計画期間・策定スケジュール

【計画期間】

本計画は、取組みを行う令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの3か年を計画期間として、令和8年度(2026年度)末までに策定します。

【策定スケジュール】

日程		内容	摘要
令和8年	7月	第1回障害者分科会の開催(予定)	<ul style="list-style-type: none">・現計画等の進捗状況について・次期計画等策定に係る国の基本指針の見直しについて・計画等策定のためのアンケート調査等について
	8月～11月	じりつ支援協議会での協議アンケート	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査、集計、分析(当事者、相談支援専門員)・調査票の発送・回収・調査結果取りまとめ・次期計画の素案作成
	12月	第2回障害者分科会の開催(予定)	<ul style="list-style-type: none">・アンケート結果について・次期計画の素案について
令和9年	2月	第3回障害者分科会の開催(予定)	<ul style="list-style-type: none">・次期計画等(案)の提示について
		市長への答申	
	3月	パブリックコメント	市民への意見募集(2週間)
次期計画等の公表			

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用を要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

計画の概要

【基本指針見直しの主な事項に対する成果目標（一部抜粋） 1】

① 入所等から地域生活への移行等

入所者のうち、地域生活を希望される方を対象に移行支援を実施

- ・ 地域移行者数:令和7年度末施設入所者数の6%以上が取り組み
- ・ 施設入所者数:令和7年度末の5%以上を移行する。

② 障害児支援の提供体制の整備等

○4つの中核機能（A発達支援・家族支援、B事業所へのスーパーバイズ、Cインクルージョン推進、D相談機能）を確保（各市町村又は圏域）

○インクルージョン推進のための協議の場の設置（各市町村又は圏域）

○主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保（各市町村又は圏域）

計画の概要

【基本指針見直しの主な事項に対する成果目標（一部抜粋） 2】

③ 地域生活支援の充実

○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。

○強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。